

# 佐賀市業務継続計画（BCP）【地震編】

（第1版）

平成26年1月



# 目 次

<b>第1章 基本的事項</b> .....	1
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 業務継続計画の効果 .....	1
第3節 計画の構成と概要 .....	3
第4節 計画の位置付け .....	4
第5節 業務継続計画の基本方針 .....	6
<b>第2章 計画の実施体制</b> .....	7
第1節 計画の発動 .....	7
第2節 計画の解除 .....	8
<b>第3章 佐賀市の特性</b> .....	9
第1節 佐賀市の概要 .....	9
第2節 庁舎の現況 .....	9
第3節 職員の居住地域 .....	9
第4節 地形、地質、地盤 .....	9
<b>第4章 想定する地震と被害想定</b> .....	10
第1節 想定する地震災害 .....	10
第2節 市内の被害想定 .....	11
<b>第5章 本市が実施する非常時優先業務</b> .....	12
第1節 非常時優先業務の選定基準 .....	12
第2節 非常時優先業務の選定結果 .....	14
第3節 非常時優先業務の前提となる業務 .....	18
第4節 非常時優先業務の見直し .....	18
<b>第6章 業務継続の課題と対応策</b> .....	19
第1節 職員の参集予測 .....	20
第2節 人的資源に関する課題と対応策 .....	22
第3節 業務資源（職員以外）に関する課題と対応策 .....	28
<b>第7章 業務継続体制の向上に向けた取り組み</b> .....	38
第1節 業務継続計画の推進 .....	38
第2節 業務継続計画の実効性の確保 .....	38
第3節 人的資源・業務資源確保のための今後の取り組み .....	39
第4節 業務継続計画の改訂・見直し .....	45
<b>付属資料 非常時優先業務一覧</b>	

# 第1章 基本的事項

## 第1節 計画の目的

平成23年3月11日、14時46分頃に発生した三陸沖を震源とする我が国観測史上最大規模の東北地方太平洋沖地震（モーメントマグニチュード9.0、最大震度7）は、東日本大震災を引き起こし、沿岸部を襲った大津波により、東北地方を中心に甚大な被害がもたらされ、自治体機能が喪失した。このように、大地震が発生すると、自治体は自らも被災する中で、市民の安全確保や被災者への応急対策に注力する必要があると同時に、市民生活や社会経済活動に必要な行政サービスも継続又は早期に再開する必要がある。

そこで、震災時においても取り組むべき業務（非常時優先業務）をあらかじめ選定しておくとともに、業務を継続するための人員の確保や環境を想定し、その対策を講じておく必要がある。

本市においては、佐賀市地域防災計画における想定地震である川久保断層系地震が発生した場合、市行政自らが被災する可能性が高く、市の行政機能が一時的にストップし、市民生活等に重大な影響を及ぼすとともに、震災からの復旧・復興にも多大な影響を及ぼすことが想定される。

このため、川久保断層系の大規模地震が発生したとしても、応急対策業務や復旧・復興業務に携わりつつ、通常業務についても迅速に再開するための事前対策として、「佐賀市業務継続計画【地震編】」（以下「業務継続計画」という。）を策定するものである。

なお、本計画で対象とする業務は、震災時に実施すべき「応急対策業務」、早期に実施すべき「復旧・復興業務」、震災時であっても継続又は災害発生後早期に再開すべき「通常業務」の「非常時優先業務」とする。

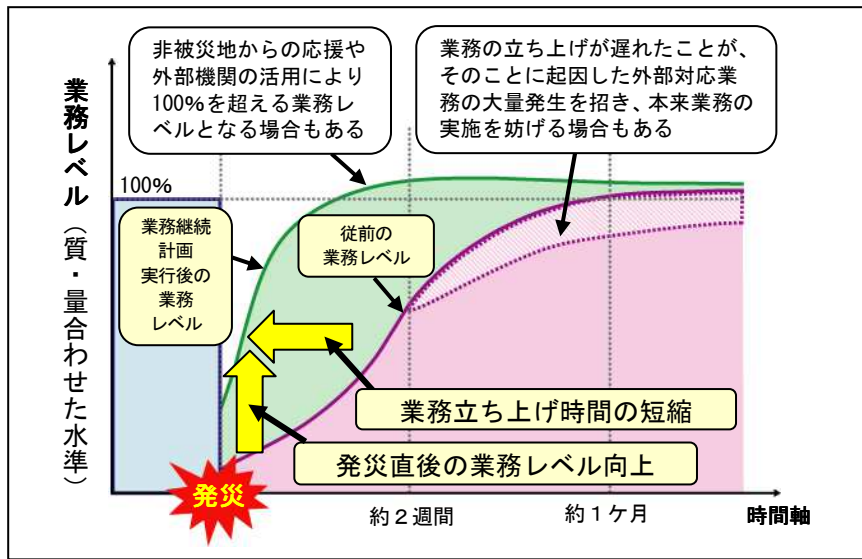
### ※ 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは

人、施設、資機材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況下で、災害時における応急・復旧対策業務（本計画では、「応急対策業務」、「優先度の高い復旧・復興業務」を合わせた業務を指す。）に加え、通常業務のうち中断ができない、又は中断しても早期復旧を必要とする業務（非常時優先業務）を事前に決めておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資機材等の資源を重点的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るための計画。

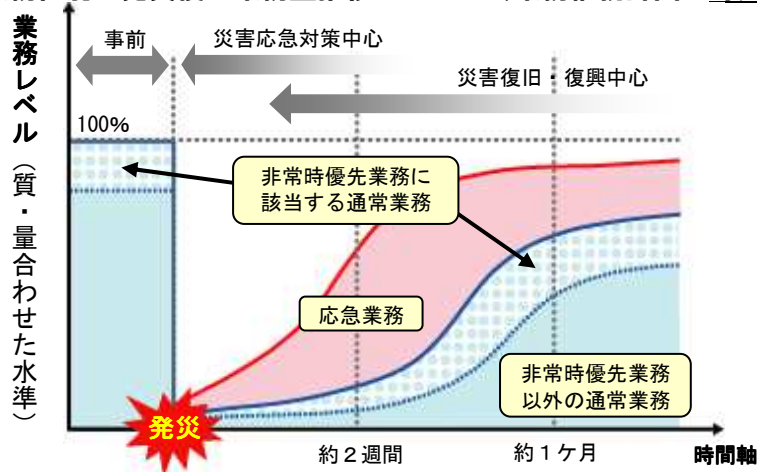
## 第2節 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることにより、【業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ】に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、【業務種別の発災後の業務量推移イメージ（業務継続計画の導入前）】に示すような状況を【業務種別の発災後の業務量推移イメージ（業務継続計画の導入後）】に示すような高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

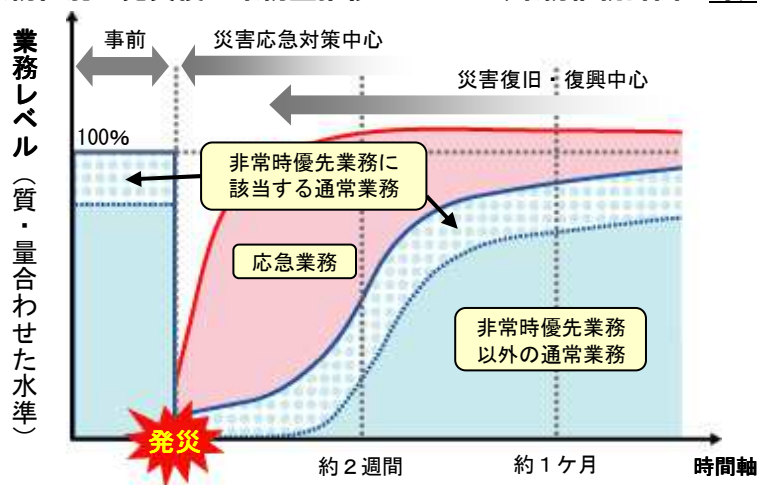
【業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ】



【業務種別の発災後の業務量推移イメージ（業務継続計画の導入前）】



【業務種別の発災後の業務量推移イメージ（業務継続計画の導入後）】

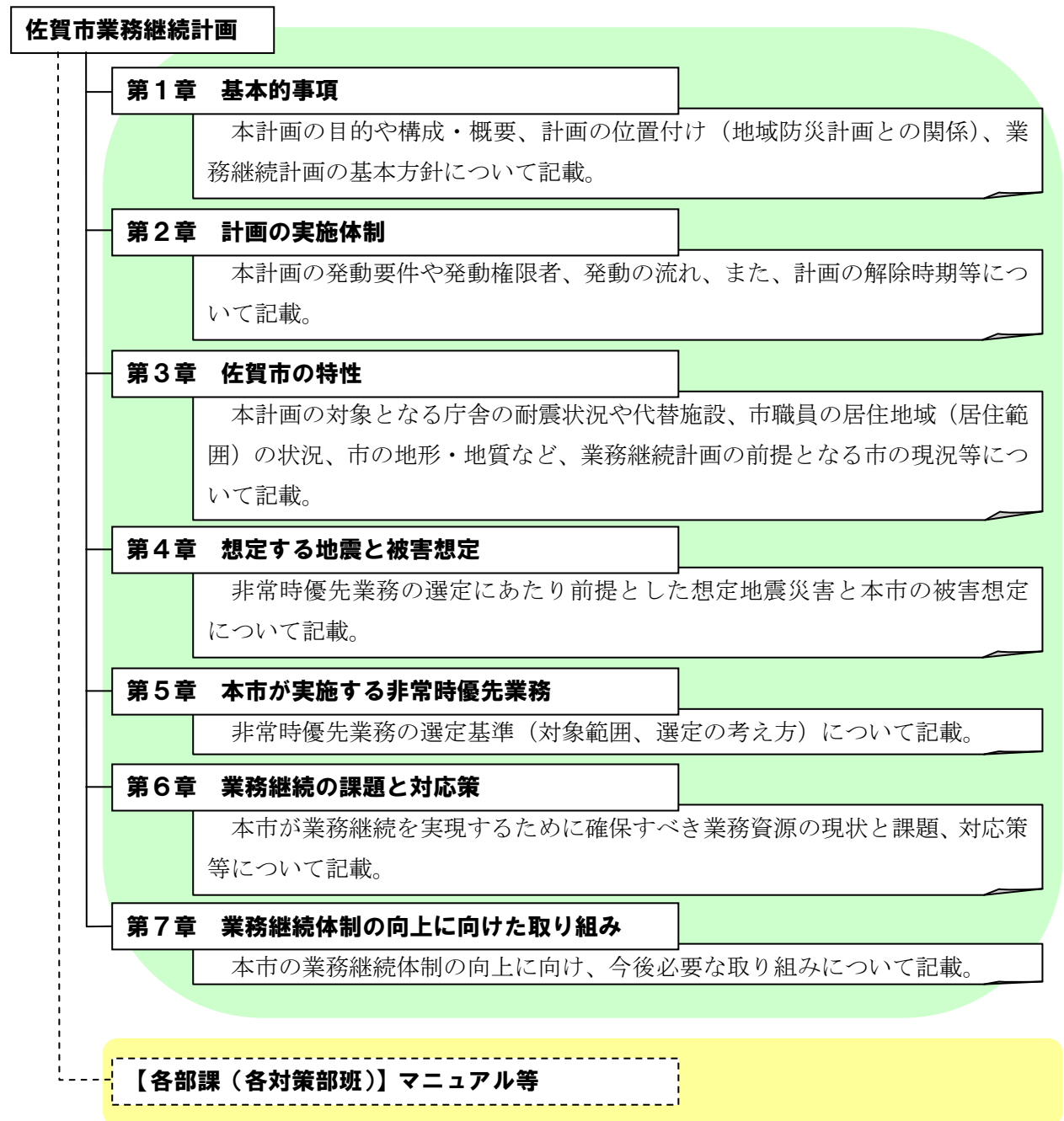


### 第3節 計画の構成と概要

本計画は、地震災害時の業務継続計画についてまとめたものであり、第1章から第7章までで構成され、その概要は次のとおりである。

なお、本計画に基づき、非常時優先業務を迅速かつ効率的に実施するため、各部署（各対策部班）においては、必要に応じて、各業務の具体的な実施方法等を示したマニュアル等を作成するものとする。

#### 【業務継続計画の構成と概要】



## 第4節 計画の位置付け

本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、「佐賀市地域防災計画」を策定している。本計画は、佐賀市防災会議が策定する計画であり、本市、防災関係機関、事業者及び市民が、災害の予防対策から応急対策、復旧・復興対策までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画である。

具体的には、地震・津波災害対策や風水害対策などの災害種別で構成されており、想定される被害、教育及び訓練などの災害予防対策、災害に関する予報・警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生などの応急対策並びに復旧・復興対策について実施すべき事項を定めている。

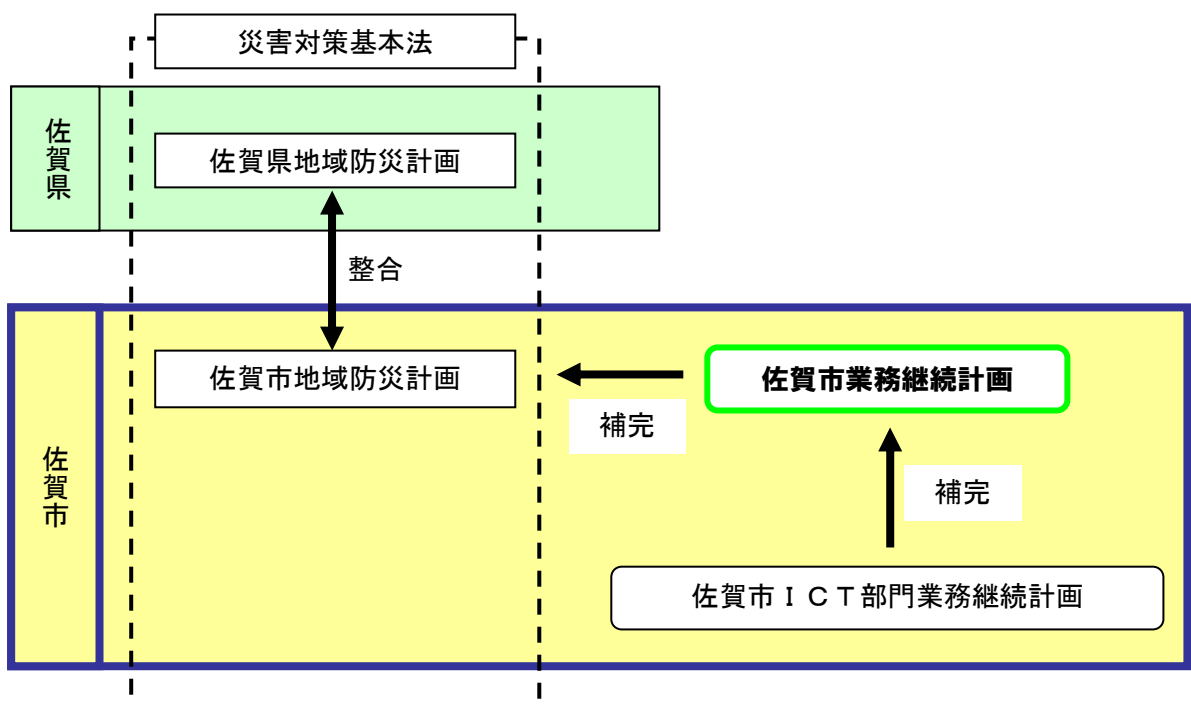
一方、「佐賀市業務継続計画」は、行政の被災も前提とした本市独自の計画で、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、地域防災計画で定められた本市の役割の実効性を確保するための計画である。

具体的には、非常時優先業務及びその業務に必要な資源の確保や配分等について定め、必要な措置を講じることにより、震災時に迅速かつ適切に行動することを目的とした地域防災計画を補完する計画である。

なお、震災時の業務継続には、情報システムの確保が不可欠なことから、本計画とは別に、「佐賀市ICT部門業務継続計画」（災害発生時に業務継続に必要な情報システムを継続又は早期に復旧させるための計画）を別に策定している。

また、富士大和温泉病院、交通局及び上下水道局については、その業務の専門性、独立性の観点から、それぞれ独自の業務継続計画を策定することとしているため、本計画の範囲には含まない。

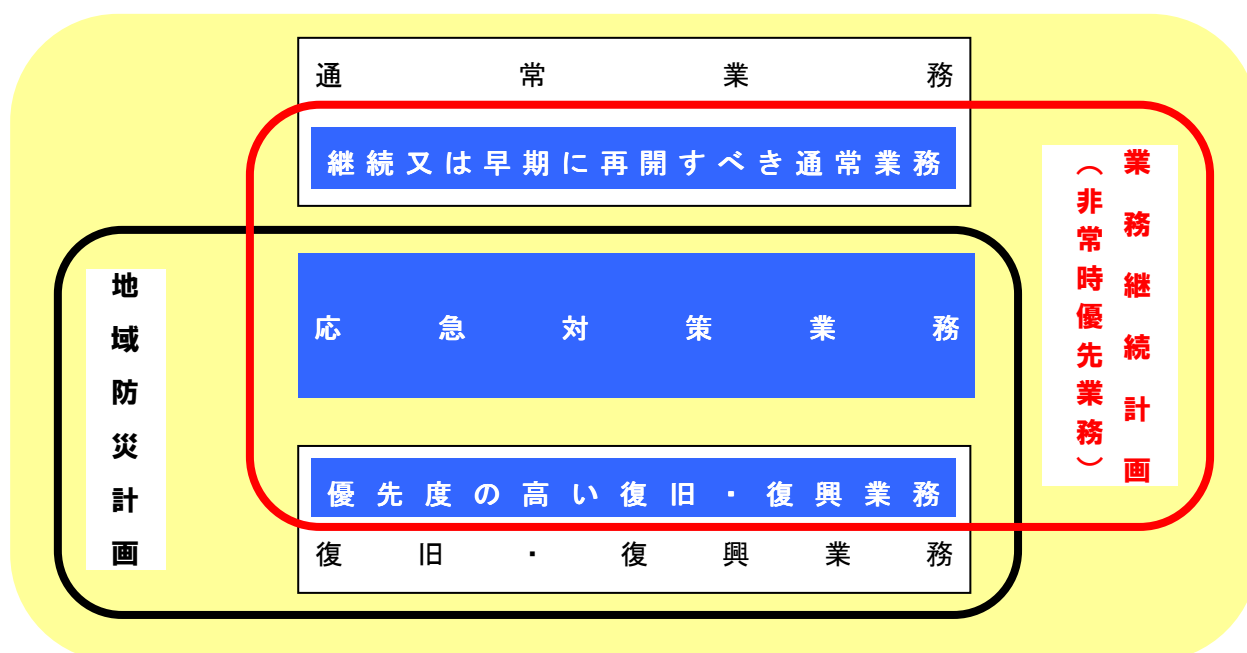
### 【業務継続計画の位置付け】



【地域防災計画と業務継続計画の相違点】

	地域防災計画	業務継続計画
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の地域における予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民・事業者の生命・生活・財産を災害から保護する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に限られた人員や資機材等の資源を効率的に活用し、非常時優先業務の継続・早期復旧を実現し、市民・事業者の生命・生活・財産を守り、社会機能を維持・復旧する。</li> </ul>
策定主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀市防災会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀市</li> </ul>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀市、防災関係機関（指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等）、事業者、市民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀市</li> </ul>
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時優先業務（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）</li> </ul>
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な実施時期は明記されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務ごとに業務実施時期を検討</li> </ul>
計画の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の人的・物的被害を想定</li> <li>各実施主体の果たすべき役割を記載</li> <li>実施主体そのものの被災は想定されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所の被災（ヒト、モノ、情報及びライフライン等の制約）を想定</li> <li>震災時に果たすべき役割や業務資源の配分等を検討</li> <li>執務環境の確保や職員の食料・飲料水等の確保等も検討</li> </ul>

【地域防災計画と業務継続計画が対象とする範囲】



## 第5節 業務継続計画の基本方針

大規模地震発生時における市としての責務を全職員が共有し、全うするため、次の3つの基本方針に基づき、業務継続を図るものとする。

### 方針1：市民の安全と安心の早期確保

大規模地震災害が発生したときは、市民の生命や財産、事業者の経済活動等に係る被害を最小限にとどめることを市の第一の責務とし、非常時優先業務を最優先に実施する。

なお、被災者の生存確率が極端に低くなる発災後3日（72時間）までは、応急・復旧対策業務を優先的に実施することとし、通常業務については、特に市民の生命・生活の保護や社会経済活動を維持するために必要な業務（優先度が高いA・Bの通常業務）を優先的に実施する。

### 方針2：非常時優先業務の実施に必要な業務資源の全庁的な確保・調整

大規模地震の発生により、市庁舎そのものが被災し、執務環境、職員、ライフライン等の業務資源の制約下にあっても、非常時優先業務を遂行するために業務資源の確保策・代替策を実施するとともに、業務資源の適切な配分を行う。

### 方針3：優先度の低い通常業務の積極的な休止・抑制

非常時優先業務の実施に必要となる執務環境、職員、ライフライン等の業務資源を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制し、非常時優先業務の進捗状況に応じて、順次再開する。



## 第2章 計画の実施体制

### 第1節 計画の発動

#### (1) 発動要件

大規模な地震の発生により、佐賀市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置されるとともに、市域又は市庁舎等に甚大な被害が生じた場合とする。

##### ① 市対策本部の設置

大規模な地震が発生した場合、市長は、地域防災計画で定める基準に基づき、直ちに市対策本部を設置する。

#### 【参考：佐賀市災害対策本部設置基準】

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、次の基準により設置する。

- ・市域に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置）。
- ・その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

資料：佐賀市地域防災計画 第3編 地震・津波災害対策

##### ② 市対策本部の組織・運営

市対策本部の組織・運営は、「災害対策基本法」、「佐賀市災害対策本部条例」及び「佐賀市災害対策本部規程」の定めるところによる。

#### (2) 発動権限者

上記(1)の発動要件に基づき、佐賀市災害対策本部長（市長）（以下「市対策本部長」という。）が発動の是非について決定する。

なお、市対策本部長が不在又は事故にあった場合は、佐賀市災害対策本部条例の規定による代理者である佐賀市災害対策副本部長（副市長、教育長）（以下「市対策副本部長」という。）を発動権限者とする。

#### (3) 事務局

消防防災課が事務局となり、発動手続に関する事務を処理する。

なお、手続の詳細については、今後、災害対応マニュアル等で定めるものとする。

#### (4) 発動の流れ

- ① 各対策部長は、市対策本部会議において、市域及び市役所機能の被害状況等を市対策本部長に報告する。
- ② 市対策本部長は、各対策部長からの報告に基づき、速やかに、業務継続計画の発動の是非を決定する。
- ③ 発動が決定された場合、各対策部長は部内各班に本計画の発動を伝達するとともに、初動態勢の確立時から本部の総力をあげて非常時優先業務に取り組む。
- ④ 非常時優先業務は、災害の規模や被害の状況、各対策部で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき、選択・実施することとし、各対策部で対応体制を取りまとめ、消防防災課に報告する。
- ⑤ 消防防災課は、業務の実施・継続状況を常に把握し、必要に応じて、秘書課を通じ、市民、防災関係機関、報道機関等に情報を伝達する。

## **第2節 計画の解除**

市対策本部長は、本市における業務資源の不足等に伴う業務継続上の支障が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で、本計画の解除を宣言する。

ただし、各対策部長は、解除の宣言前であっても、応急・復旧対策業務の進捗状況に応じて、休止・縮小した通常業務を順次再開させるものとする。

## 第3章 佐賀市の特性

### 第1節 佐賀市の概要

本市は、平成17年10月1日、佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村の1市3町1村の合併後、さらに、平成19年10月1日には、川副町、東与賀町及び久保田町と合併し、現在では、人口237,506人（平成22年国勢調査）、面積431.42平方キロメートルの規模となっている。

### 第2節 庁舎の現況

市の行政機能は、佐賀市役所本庁舎のほか、旧町村単位で7つの支所を有している。

本庁舎については、昭和50年に建設され、新耐震基準に基づいた耐震構造が確保されていないため、平成25年度から26年度にかけて、耐震工事を実施することとしている。

大規模災害時には、庁舎2階の防災室に市対策本部を設置することになるが、庁舎が被災し、庁舎内に市対策本部を設置できない場合は、災害の状況に応じ、①大財別館、②iスクエアビル、③佐賀広域消防局、④大和支所の順に、使用可能な施設に設置することとしている。

### 第3節 職員の居住地域

市役所職員の居住地域別分布をみると、市内在住が1,373人、市外在住が182人となっており、市職員の約88%が市内在住者である。

### 第4節 地形、地質、地盤

本市は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、南北に長い市域を構成しており、南部では有明海に面し、南東部と北部は福岡県に接している。

市域の北半分、大和地区中部・北部、富士地区、三瀬地区は、標高502mの金立山から1,046mの天山に至る脊振山地（筑紫山地）に含まれる中山間地域である。

脊振山地は、中生代の花崗岩類からなり、地下の花崗岩塊が断層活動によって隆起した断層山地である。北側の福岡平野と南側の佐賀平野には、花崗岩の風化によって生成した真砂土と呼ばれる石英砂を多く含んだ土が堆積している。

これに対して、佐賀市中心部及び市南部は、嘉瀬川、筑後川等の洪水氾濫による沖積平野で、山麓地に洪積層の一部がみられるほか、緑色沈泥、砂礫層の互層より成り、形成年代が若く、締め固まっていないため、軟弱地盤地帯を形成している。また、佐賀平野（筑紫平野）には、本地域特有のクリークと呼ばれる堀が巡らされ、過去に幾度となく洪水に見舞われた地域であり、もともと河川の氾濫によってできた土地のため、軟弱地盤のため地震の際には揺れが増幅され、液状化現象発生の可能性も指摘される。

## 第4章 想定する地震と被害想定

### 第1節 想定する地震災害

想定地震の設定にあたっては、防災対策の前提となるものであり、常に最悪の事態の発生を考慮することが必要なことから、確実度、活動度とも小さいが、佐賀県内の活断層の中で、延長が最も長く、活動すれば被害が最大となると考えられる川久保断層が男女神社付近の断層まで伸びていると仮定し、それに起因する地震を想定地震とする。

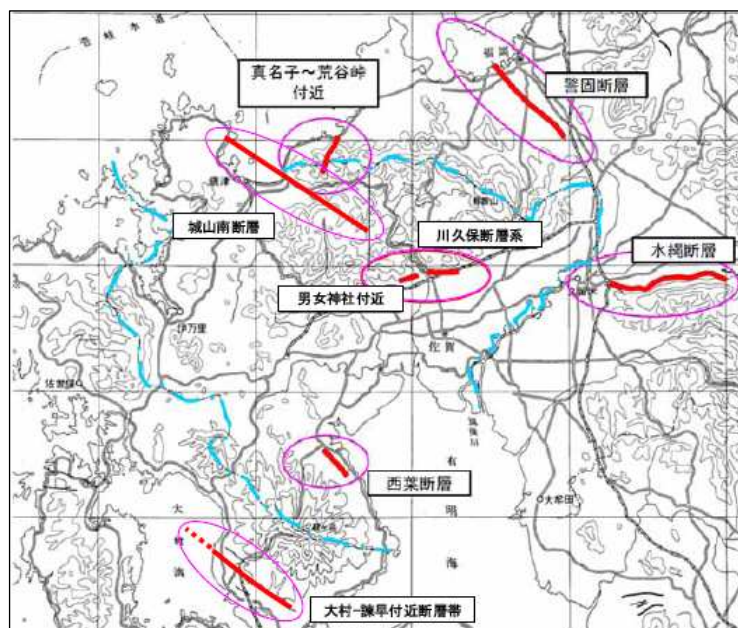
川久保断層は、市内に分布する最大の活断層であり、地震発生時には市内に大規模な影響が及ぶおそれがあることから、佐賀市地域防災計画における想定地震に設定されている。

なお、平成25年2月、国の地震調査研究本部が公表した「佐賀平野北縁断層帯の長期評価」では、佐賀平野北縁断層帯（川久保断層を含む）の全体が活動した場合、マグニチュード7.5程度の地震の発生の可能性が指摘されており、この断層帯が東西に横断する本市においても地震被害の影響が及ぶ可能性があることから、今後の国等の調査研究結果を踏まえ、本市の地域防災計画の見直しに反映させていくことが必要である。

#### 【想定地震】

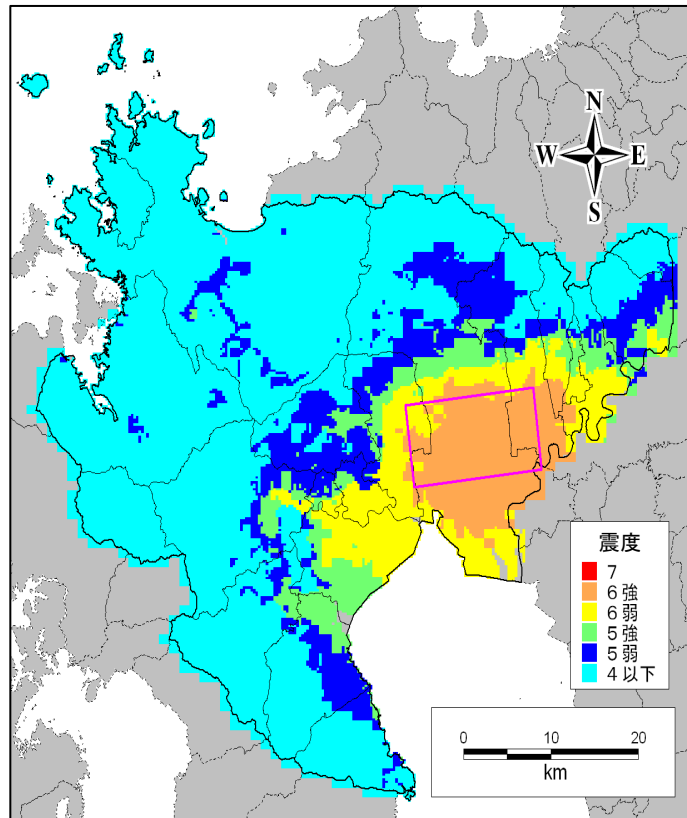
項目		内容
震源		川久保断層系
規模		マグニチュード6.8
市域内の震度	北部	震度4以下～5弱
	中部	震度5強～6強
	南部	震度6弱～6強

#### 【県内及び周辺の活断層】



資料：平成21年度佐賀県地震・津波等減災対策調査結果

【川久保断層系の地震による予測震度分布】



資料：平成 21 年度佐賀県地震・津波等減災対策調査結果

## 第 2 節 市内の被害想定

本計画で想定している「川久保断層系の地震（マグニチュード 6.8）」が発生した場合、県内における建築物被害及び人的被害の 80%以上が本市内で発生することが想定されている。

建築物被害については、15,371 棟の全壊、30,134 棟の半壊が想定されており、多くの市内建築物に多大な被害が発生することが予測されている。

また、人的被害についても、建物の倒壊等により、死者 721 人、負傷者 6,990 人の被害の発生が想定されており、多大な人的被害の発生が予測されている。

さらに、市内のライフライン等の被災に伴い、停電、ガスの供給停止、断水、トイレの使用不可、電話等の通信遮断、情報システムの停止等の影響が発生することが想定される。

【川久保断層系の地震による被害概要】

被害項目		被害数量	
		佐賀市	(参考) 佐賀県
建築物被害	全壊	15,371 棟	17,582 棟
	半壊	30,134 棟	38,914 棟
人的被害	死者	721 人	817 人
	負傷者	6,990 人	8,523 人

資料：平成 21 年度佐賀県地震・津波等減災対策調査結果

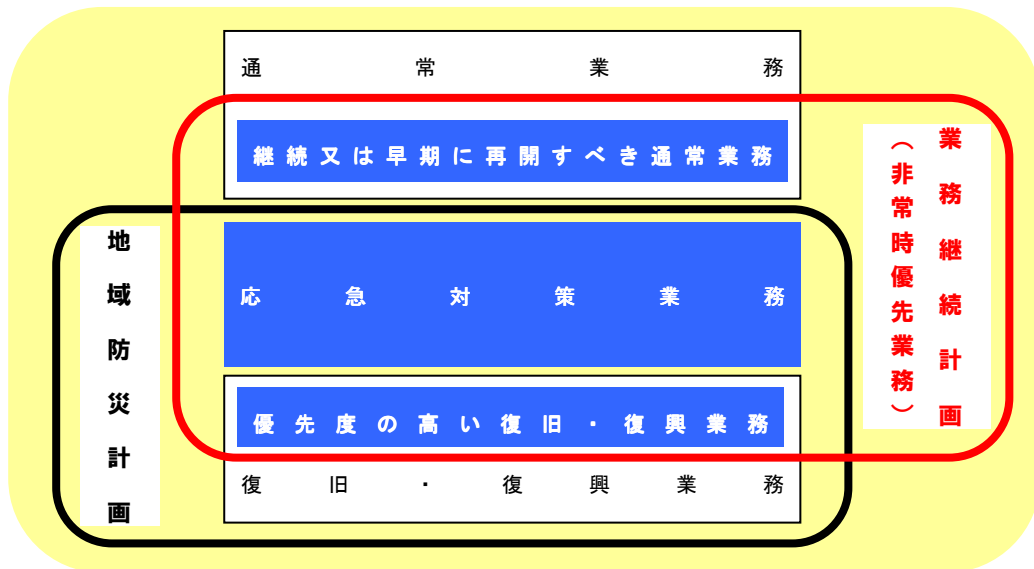
# 第5章 本市が実施する非常時優先業務

## 第1節 非常時優先業務の選定基準

### 1 非常時優先業務の定義

本市における非常時優先業務とは、「応急対策業務」、「優先度の高い復旧・復興業務」、そして「継続又は早期に再開すべき通常業務」を合わせた業務を指し、単に重要な業務か否かではなく、市民の生命や生活、社会経済活動等に及ぼす影響の大きさを評価基準として、災害発生後の限られた資源の中にあっても、他の業務に優先して継続、又は早期復旧を図らなければならない緊急性の高い業務を位置付けることとした。

【地域防災計画と業務継続計画が対象とする範囲】



### 2 選定方法

非常時優先業務の選定にあたっては、全業務（2,315件）について、発災後の業務着手の優先順位付け（A・B・C・Dの4段階評価）を行うとともに、どの程度まで復旧又は応急処理を行えば影響を防ぐ、又は抑えることができるかの目標レベル（目標レベルは、行政サービスの提供に必要なレベルであり、必ずしも平常時と同じ水準とは限らない。）を設定し、その目標レベルに復旧するまでの時間（目標復旧時間は、a・b・c・d・e・f・gの7段階）を設定することで、優先業務に“いつから”着手し、“設定した復旧目標”を“いつまでに”に達成するかを明確にした。

なお、本計画では、優先順位A・B・C業務（発災後直ちに～発災後1週間以内に着手する業務）を「非常時優先業務」、優先順位D業務（発災後1週間以上は着手しない業務）を「その他通常業務」と定義することとする（次ページ【影響の重大性の評価基準】参照）。

また、非常時優先業務の復旧目標を達成するために必要な資源（人員、施設・設備、資機材、情報等）について、現状での確保状況などを洗い出し、課題を把握した。

### 【影響の重大性の評価基準】

#### 「非常時優先業務」

評価	評価基準
A (発災後～24 時間以内)	発災後直ちに業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B (発災後～3 日以内)	遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C (発災後～1 週間以内)	遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務

#### 「その他通常業務」

評価	評価基準
D (発災後 1 週間以上経過してから)	発災後 1 週間以上は着手せず、中断が市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務

### 【目標復旧時間の区分】

段階	初動対応		即時対応		復旧対応		
	直ちに	1 時間以内	24 時間以内	3 日以内	5 日以内	1 週間以内	それ以降
目標復旧時間	a	b	c	d	e	f	g

※ 各業務（行政サービス）をいつまでに再開させるか、目標レベルを設定し、上記の基準により目標復旧時間を設定。

## 第2節 非常時優先業務の選定結果

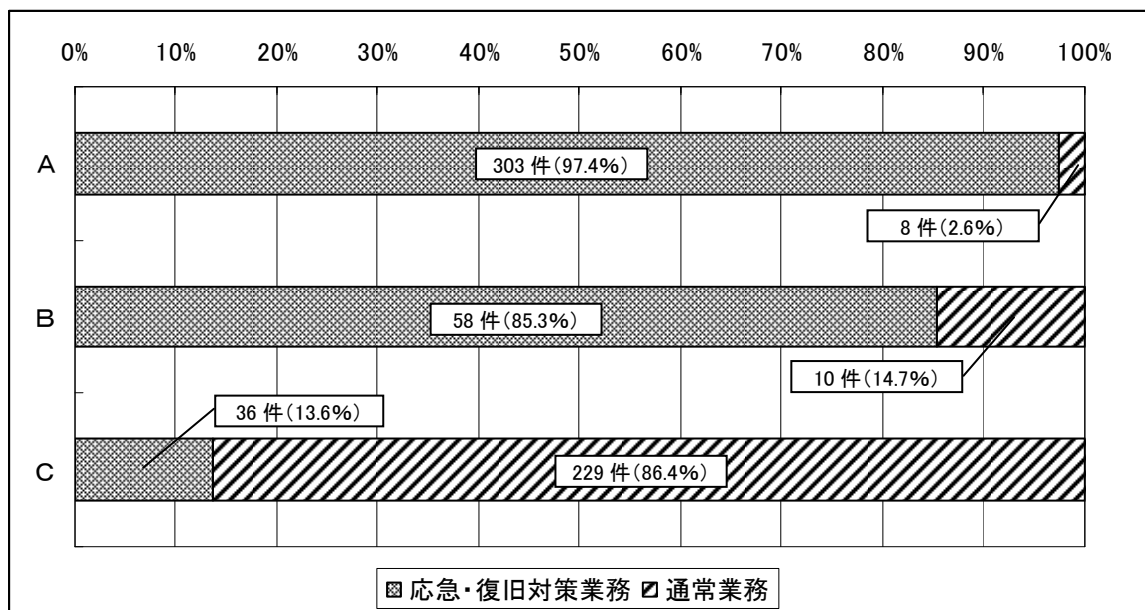
本市の総業務数は2,315件あり、このうち非常時優先業務は合計644件であった。

その内訳は、応急・復旧対策業務が397件（優先順位：Aが303件、Bが58件、Cが36件）、通常業務が247件（優先順位：Aが8件、Bが10件、Cが229件）となっている（付属資料「非常時優先業務一覧」参照）。

【市全体の非常時優先業務数とその他通常業務数（全体、単位：件）】

評価		評価基準	応急・復旧 対策業務	通常業務	合計
非常時 優先業務	A	発災後（24時間以内）直ちに着手する業務	303	8	311
	B	発災後から3日以内に着手する業務	58	10	68
	C	発災後から1週間以内に着手する業務	36	229	265
小計			397	247	644
その他 通常業務	D	発災後1週間以上経過してから着手する業務	16	1,655	1,671
合計			413	1,902	2,315

【非常時優先業務中の応急・復旧対策業務と通常業務の割合】



非常時優先業務のうち、基本方針に掲げた「市民の安全と安心の早期確保」を実現するため、特に市民の生命・生活の保護や社会経済活動を維持するために必要な業務となる通常業務（優先度が高いA・B業務）については、次の考え方にに基づき位置付けた。



## (1) 優先順位Aに位置付ける通常業務の考え方

「本庁機能の回復など最も重要な施設の復旧」、「業務の停滞により市民生活に最も影響が生じる業務」、「道路や橋梁の補修など今後の復旧・復興のために早期に対応する必要がある業務」、「業務継続計画を特に円滑に遂行するための業務」を、発災直後直ちに着手しなければならない業務として位置付ける。

なお、次の表に掲げる業務の実施にあたっては、およそ35人の人員の確保が必要となる。

### 【非常時優先業務中の通常業務（優先順位A業務）一覧】

課名	業務名称	業務内容	目標 復旧 時間
秘書課	秘書業務	市長及び副市長の業務遂行を効率化し、意思決定が適正に行われるように補佐。市長及び副市長のスケジュール管理、環境等の整備、交際、来客の接遇等業務	a
	報道機関との連絡及び相互協力業務	報道対応窓口の一本化、記者会見の開催など、報道機関への対応	b
	広報業務	各種広報媒体（公式ホームページ、テレビ、ラジオ、市報等）による市民等への情報提供	b
管財課	庁舎維持管理業務	①施設点検 ・建築・電気・給排水設備の点検要員の確保、点検項目の決定・点検開始、使用区域と立入り禁止区域の設定 ・保守事業者等による応急補修体制の確保 ②来庁者の避難誘導 ・来庁者の安全確認、避難所誘導、応急救護所の設置及び医療機関への搬送調整、災害対策本部関係者以外の庁舎内立入り禁止表示	a
道路管理課	道路及び橋梁の維持補修及び管理業務	道路及び橋梁の啓開等	a
市民生活課	戸籍に関する届出受理業務	戸籍届出（出生、婚姻、死亡等）の受理	b
	火葬場管理運営業務	火葬場の維持管理及び火葬に関する業務	c
保険年金課	国民健康保険三瀬診療所運営業務	診療所における診療・治療の提供	a

## (2) 優先順位Bに位置付ける通常業務の考え方

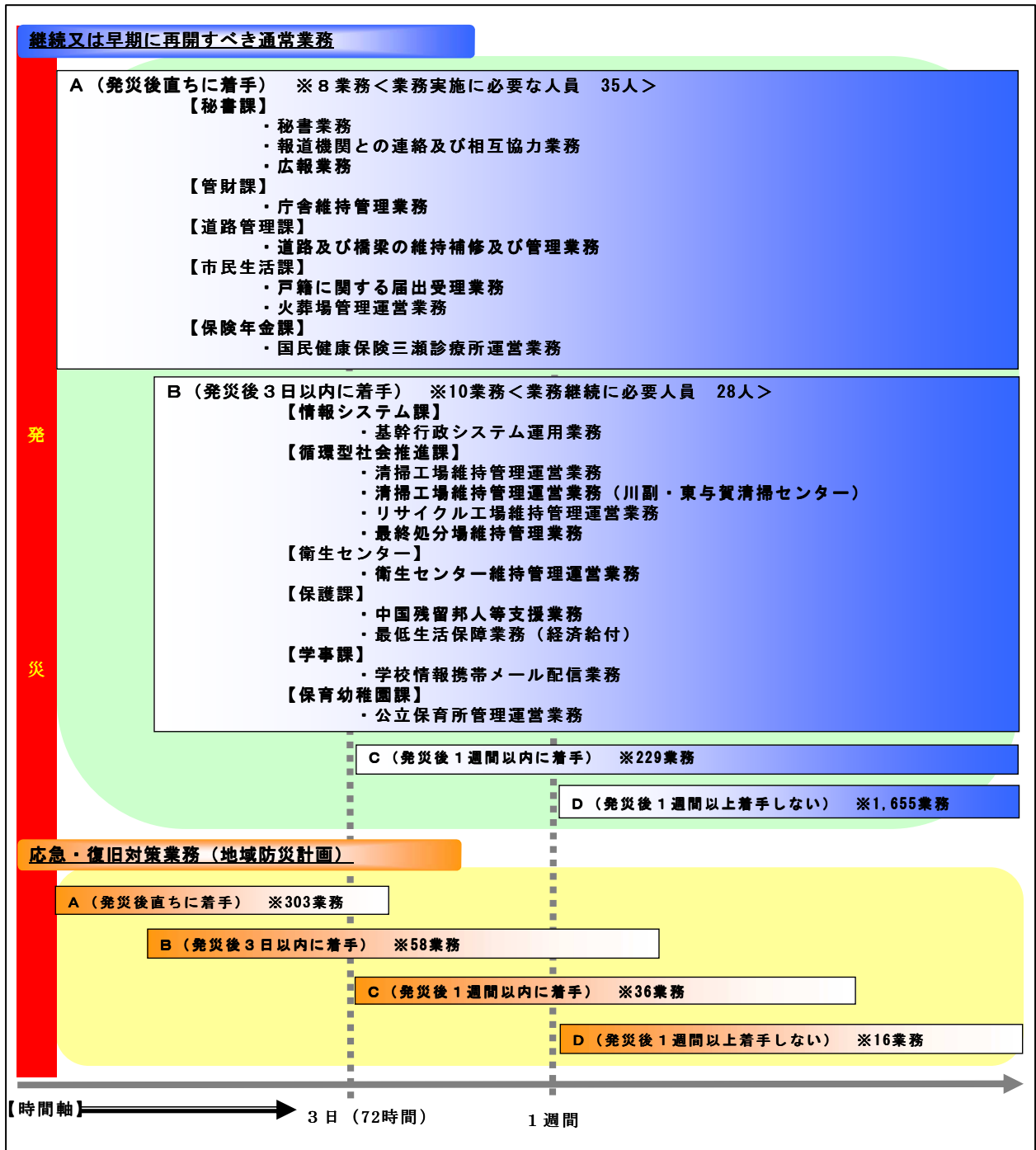
「重要な施設の復旧」、「業務の停滞により住民生活に影響が生じる業務」、「市民生活の早期復旧を支援する業務」、「業務継続計画を円滑に遂行するための業務」を発災後3日以内に着手しなければならない業務として位置付ける。

なお、次の表に掲げる業務の実施にあたっては、およそ28人の人員の確保が必要となり、A業務と合わせると、発災後72時間までにおよそ63人の人員の確保が必要となる。

【非常時優先業務中の通常業務（優先順位B業務）一覧】

課名	業務名称	業務内容	目標復旧時間
情報システム課	基幹行政システム運用業務	基幹行政システムの運用	d
循環型社会推進課	清掃工場維持管理運営業務	清掃工場の管理運営	c
	清掃工場維持管理運営業務（川副・東与賀清掃センター）	川副・東与賀清掃センターの管理運営	c
	リサイクル工場維持管理運営業務	リサイクル工場の管理運営	c
	最終処分場維持管理業務	不燃物残さの埋立て処分	c
衛生センター	衛生センター維持管理運営業務	し尿及び浄化槽汚泥の処理	d
保護課	中国残留邦人等支援業務	中国残留邦人等に対する支援給付及び日常生活や社会生活に係る支援	c
	最低生活保障業務（経済給付）	生活困窮者に対する最低限度の生活保障及び自立の助長	c
学事課	学校情報携帯メール配信業務	小中学校の児童生徒の保護者等に対する災害・犯罪等の情報の即時配信	d
保育幼稚園課	公立保育所管理運営業務	公立4保育所における保育サービスの提供	c

【非常時優先業務中の通常業務（A・B業務）一覧と着手時期のイメージ】



### **第3節 非常時優先業務の前提となる業務**

非常時優先業務の実施にあたっては、市庁舎等の施設の被害状況を確認し、執務場所を確保するとともに、負傷者の応急手当、散乱した備品類や事務用品の整理、電話やライフラインの使用可否の確認などを行わなければならない。

また、継続的に業務を行うためには、職員の休憩場所やトイレの確保、食料の調達などにも対応しなければならず、これらの活動が十分に行われない場合には、業務効率の低下を招く可能性があることから、各部署、管財課等は、これらの業務を遅滞なく実施するよう努めるものとする。

#### **【担当と業務の例】**

担当	業務例
各部署	負傷者の応急手当、来庁者の避難誘導、職員等の安否確認、執務室の整理、電話やパソコン等の作動確認
管財課等	庁舎内の設備やライフライン等の被害確認・補修手配、執務環境の確保（執務場所、会議室、休憩場所など）、職員用食料の調達

### **第4節 非常時優先業務の見直し**

業務継続計画の実施は、非常時優先業務一覧に掲載された業務を対象に行われることとなるが、今後、地域防災計画の見直しや法制度の改正に伴う事業の新設・改廃、組織機構の見直し等を適切に反映した見直し作業が必要となる。

このため、業務継続計画の基本となる非常時優先業務については、非常時優先業務一覧をベースに、必要に応じて、適宜見直しを実施するものとする。

## 第6章 業務継続の課題と対応策

大規模な地震災害により市役所機能が制限される状況下において、非常時優先業務を速やかに実施するためには、必要となる資源の現状と課題を理解したうえで、最も効果的な方法により資源を確保していくことが必要である。

そこで、本章では、「第4章 想定する地震と被害想定」を踏まえ、次の【検討の対象とする業務資源】に掲げる業務資源を対象に、非常時優先業務の実施にあたり、全庁的に必要となる資源の現状と課題について整理するとともに、その確保、整備・充実に向けた対応策を検討していく。

【検討の対象とする業務資源】

業務資源	主な内容
職員	職員の参集、人員体制、指揮命令系統
庁舎	施設の耐震性、執務室内の什器等
電力	自家発電機
電話	災害時優先電話、公衆電話
防災行政無線	佐賀市防災総合システム
情報システム	各種業務システム
エレベータ	閉込対策
備蓄	職員用の食料・飲料水、生活用品、コピー用紙等の事務用品
下水道	トイレ

## 第1節 職員の参集予測

夜間などの勤務時間外や休日に発災した場合には、参集できる職員に限られる可能性があることから、大規模地震の発生時に、自宅から徒歩でしか勤務地又は最寄りの庁舎に参集できない場合の参集時間の調査を行った。

「職員非常時参集に関するアンケート調査」結果から、想定地震による被災の影響を考慮した結果、参集可能人員は、次のとおり予測される。

なお、職員の参集予測はあくまでシミュレーションの結果であり、実際の参集においては、発災時における職員の在宅状況、自宅や家族等の被災状況、その他転居や人事異動等の状況により、参集予測に変化が生じることに留意する必要がある。

### 【想定地震と被害想定】

【震源】 川久保断層系

【規模】 マグニチュード 6.8

【震度】 最大 6 強

【建築物被害】 全壊 15,371 棟 半壊 30,134 棟

【人的被害】 死者 721 人 負傷者 6,990 人

### 【算出条件】

- ① 職員数は、1,555 名（市長、副市長、監査委員、教育長、富士大和温泉病院所属職員、交通局所属職員、上下水道局所属職員並びに派遣職員を除く）とする。
- ② 参集手段は、徒歩とする。
- ③ 参集時間は、「職員非常時参集に関するアンケート調査」をベースとする。
- ④ 想定地震による被害想定（建築物の全壊・半壊、死傷者）に基づき、職員の被災率を設定。被災率は、建築物の全壊・半壊、死者、負傷者のそれぞれの重複はないものとし、最悪のケースを想定。



**職員参集可能割合：54.5%**

**職員参集可能人数：847人**

参集可能人員の予測結果では、職員総数のおよそ半数が想定地震による被災の影響を受け、参集不能となることを見込まれる中、「自宅から勤務地に参集する場合」と「自宅から最寄りの庁舎に参集する場合」の両パターンとも、出勤可能な職員の80%以上が“3時間以内”に参集可能という結果となった（次ページ【自宅から勤務地に参集する場合の時間経過ごとの人数】及び【自宅から最寄りの庁舎に参集する場合の時間経過ごとの人数】参照）。

【自宅から勤務地に参集する場合の時間経過ごとの人数（単位：人）】

参集時間 参集先	1 時間以内	3 時間以内	12 時間以内	24 時間以内	72 時間以内
本庁	344	187	57	26	25
諸富支所	16	7	1	0	1
大和支所	17	8	2	3	0
富士支所	3	10	6	10	6
三瀬支所	7	2	1	2	1
川副支所	22	15	1	1	0
東与賀支所	16	17	4	1	1
久保田支所	16	7	2	1	0
計	441	253	74	44	34
<b>累計</b>	<b>441</b>	<b>694</b>	<b>768</b>	<b>812</b>	<b>846</b>
参集率 (对参集可能人員)	52%	82%	90%	95%	100%

【自宅から最寄りの庁舎に参集する場合の時間経過ごとの人数（単位：人）】

参集時間 参集先	1 時間以内	3 時間以内	12 時間以内	24 時間以内	72 時間以内
本庁	367	73	8	6	7
諸富支所	41	10	4	1	2
大和支所	79	28	7	3	1
富士支所	6	16	3	1	2
三瀬支所	12	3	1	1	1
川副支所	41	7	1	0	0
東与賀支所	34	9	1	0	1
久保田支所	34	20	7	4	5
計	614	166	32	16	19
<b>累計</b>	<b>614</b>	<b>780</b>	<b>812</b>	<b>828</b>	<b>847</b>
参集率 (对参集可能人員)	72%	92%	95%	97%	100%

【参考：参集時間の目安】

- 1 時間以内（目安：自宅から勤務地まで直線距離 2 km 圏・歩行距離 3 km 圏）
- 3 時間以内（目安：自宅から勤務地まで直線距離 6 km 圏・歩行距離 9 km 圏）
- 12 時間以内（目安：自宅から勤務地まで直線距離 10 km 圏）
- 24 時間以内（目安：自宅から勤務地まで直線距離 20 km 圏）
- 72 時間以内（目安：自宅から勤務地まで直線距離 20 km 超）

## 第2節 人的資源に関する課題と対応策

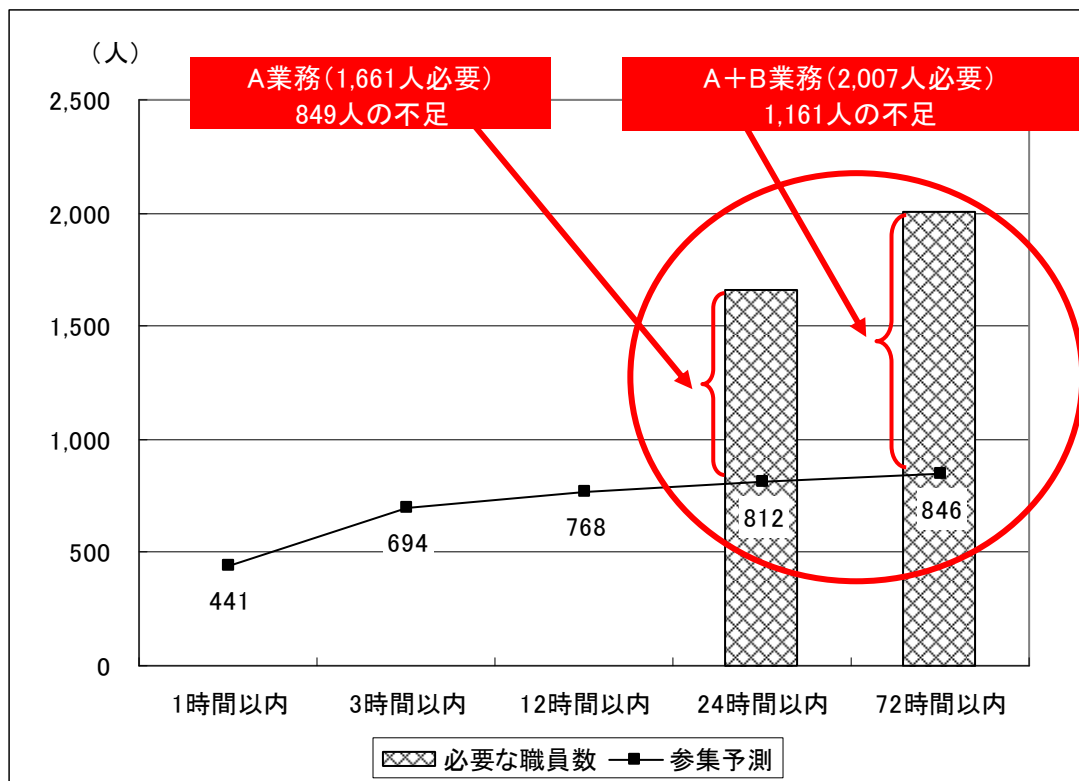
「第1節 職員の参集予測」の結果を受け、職員の参集可能人員と非常時優先業務（優先順位A・B）の実施に必要な職員数を比較すると、A業務では849人、A業務とB業務を合わせると1,161人が不足することが想定される。

非常時優先業務実施必要人員 (①)		参集可能人員 (②)	差 (②-①)
A業務 (発災後(24時間以内)直ちに着手)	1,661人 ・通常業務(35人) ・応急・復旧業務(1,626人)	812人	<b>△849人</b>
B業務 (発災後から72時間以内に着手)	2,007人 ・通常業務(63人) ・応急・復旧業務(1,944人)	846人	<b>△1,161人</b>

※ 自宅から勤務地に参集する場合。

※ B業務の人員は、A業務とB業務の合計。

【職員の参集予測と非常時優先業務に必要な職員数の比較】





## 1 職員の参集

### 【課題】

発災後3時間以内に、出勤可能な職員の80%以上が参集可能と予測されることから、発災後3時間以降における業務実施体制が極めて重要となる。

しかし、非常時優先業務の実施に必要な人員が確保できない場合も想定されることから、業務実施への影響が生じる可能性がある。

市対策本部において、第2配備体制（震度6弱以上等）がとられたときは、全職員は速やかに、あらかじめ定められた場所に参集することとしているが、時間外に発災した場合、初動対応時に参集可能な職員は、極めて限定される可能性が高い。

### 【対応策】

- ① 職員は、発災直後において被害が予測される場合には、参集命令を待つことなく、特段の指示がなくても、自己の判断により、バイクや自転車等、できる限り早期に勤務地に到着するための有効なあらゆる手段（自家用車は、緊急車両の通行の妨げになり、渋滞を発生させる場合があるため、原則除く。）を用いて、参集先（勤務地に参集することができない場合、参集可能な最寄りの庁舎）に参集する。  
ただし、非常時優先業務のうち、A業務及びB業務の所管部署の職員は、必ず勤務地に参集するものとする。
- ② 職員は、自らの安全を確保するとともに、家族、自宅及び近隣の安全を確認したうえで、勤務地に参集する。
- ③ 職員は、勤務地までの参集途上においては、人命救助を最優先し、被害状況を確認するなど、情報収集活動を行うものとする。
- ④ 避難所開設要員として指名された職員は、特段の指示がなくても、自己の判断により、避難所開設の応急活動を行うものとする。

## 2 人員体制

### 【課題】

職員は、地域防災計画に定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事することとなる。

ただし、業務に必要な有資格者、業務に精通する職員等の参集の遅れや、部署によっては参集人員に偏りが生じる状況も想定される。

一方、参集した職員においては長時間勤務などの過度の負担が生じ、健康への影響も懸念される。

さらに、勤務時間内に発災した場合、一部の職員が負傷する可能性も考えられ、また、発災直後においては、負傷した来庁者や職員の手当などの対応に追われ、直ちに業務に従事できない職員や被災による精神的な一時的ショック、自宅・家族等との安否確認ができないなどの理由により、業務に集中することができない職員が発生することも考えられる。

## 【対応策】

- ① 非常時優先業務は震災時においても実施すべき業務であることから、その対応にあたっては、各部署において誰でもが実施できる体制を整えておくことを基本とする。

しかし、部署によっては被災状況により職員の参集率が低く、業務の実施が困難となる場合や、情報システムの復旧など業務の実施に専門的な知識や経験が必要な場合などが考えられることから、非常時優先業務の速やかな実施に必要な人員を確保するため、非常時優先業務の経験者を活用するためのバックアップ体制（パーマネントスタッフ制度）を確立する。

### ～ パーマネントスタッフ制度の導入について ～

これまで経験した業務を、異動後も継続して行う業務経験者の登録制度。  
佐賀市地域防災計画においては、「消防防災課〔総務対策部総括班〕など、災害時に業務が集中することが予測される部署においてパーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入し、バックアップ体制の構築を図る。」としている。

※ パーマネントスタッフ登録基準の例

- 対象業務について過去5年以内に2年以上従事した職員
- ただし、課長級以上の職員は除く。

- ② 発災後3時間を目処に、本庁・支所間での人員の配分調整を行い、集中的に非常時優先業務に人員を投入する。
- なお、この人員配分調整を円滑に実施するために、人事課において職員の安否情報や参集状況を各対策部から収集・集約するほか、経験や知識を必要とする業務の所管部署においては、事前にパーマネントスタッフの登録を行っておくものとする。
- ③ 窓口業務などの本庁・支所で同種の業務については、支所での対応を休止し、本庁で一元対応を行う。
- ④ 基幹行政システムサーバの復旧が必要な業務については、システム復旧後、本庁業務を優先的に再開し、その後、被災の状況により期間において、支所業務を再開する。
- ⑤ 子育て中の職員が安心して業務を遂行できるよう、保育所の早期復旧・運営を図り、非常時優先業務の執行に必要な人員を確保する。
- ⑥ 発災後数日間は交代要員を確保することは困難であることが予想されることから、参集職員は、各自可能な範囲で休憩や睡眠等を取ることとし、その後はローテーション勤務とすることで、業務執行体制を確保する。
- ⑦ 本市の職員だけでは対応が困難な場合、相互応援協定を締結した県内外の自治体に対し、職員の応援など人的支援の要請を行い、災害に対応する業務執行体制を早急に確保する。
- ⑧ 市では、非常時優先業務を迅速に遂行する体制を確保するため、民間協力団体等と食料・生活必需品の緊急調達、道路障害物の除去など、各種協定を締結しているが、協定の実効性を確保するため、協力関係団体に市総合防災訓練や図上訓練等への積極的な参加・協力を要請し、実践的な連携訓練を実施するものとする。

また、締結した協定は、必要に応じて、内容の見直しを図っていくとともに、さらに、各種民間協力団体等との協定を、今後も引き続き積極的に締結していくものとする。

- ⑨ 専門的な知識や資格を有する専門ボランティア（医師、保健師、看護師、応急危険度判定士など）との連携強化を図るとともに、専門的な知識や資格を必要としない避難所での炊き出しやがれき処理などの応急・復旧業務では、一般ボランティアとの連携強化を図るものとする。
- ⑩ 発災後の復旧期に実施する被災者の生活再建等の業務では、受付やデータ処理、書類の整理などの業務が増大することが想定されることから、臨時職員の活用により、迅速な復旧対応を行う。
- ⑪ 災害時には、職員も被災者となるとともに、発災直後や非常時優先業務に従事する過程においては、多大な精神的ストレスを受けることが想定されることから、職員への心のケア対策に十分配慮する。
- ⑫ 自身及び家族の被災によって非常時に参集できない職員は、速やかに所属長等に報告するものとする。

また、職員は、非常時優先業務に専念できるようにするため、家族の安否や自宅の被害状況等の情報についてメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法をあらかじめ確認し、操作方法等を習熟しておくものとする。

### 3 指揮命令系統の確立

#### 【課題】

震災時においても迅速かつ責任をもった業務の遂行を図るためには、指揮命令系統を確立しておくことが重要である。

しかし、発災時においては、管理職が死傷等の事情により参集できない場合も十分に想定され、指揮命令系統の混乱が生じるおそれがある。

そこで、指揮命令者が不在の場合でも、適切に意思決定が行えるよう、佐賀市事務決裁規程又は佐賀市支所事務決裁規程に準じて、発災時における代行順位を、あらかじめ検討し、指揮命令系統を確立しておく必要がある。

#### 【対応策】

- ① 市長が指揮命令する全庁的な非常時優先業務については、副市長、教育長、総務部長の順で、職務代行することを基本に、事前に業務ごとに設定しておくものとする。
- ② 夜間などの執務時間外や休日に発災することも想定されることから、平常時より管理職の権限を確認し、指揮命令者が不在の場合でも、迅速かつ的確に意思決定をすることができるよう、各部署のマニュアル等において複数の代行者と代行順位を、あらかじめ定めておく。

なお、各部署が定めるマニュアル等は、組織機構改革や人事異動に合わせて定期的な更新を行うよう徹底する。

## 4 マンパワーの確保対策

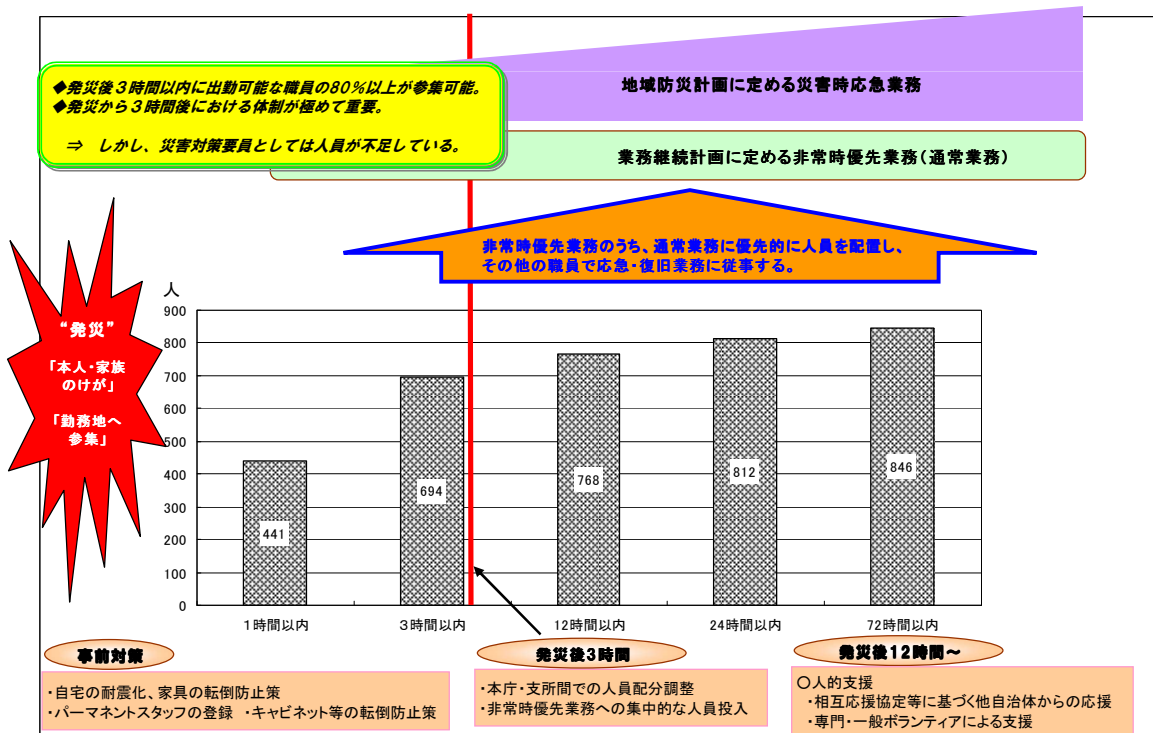
前述した職員参集可能人員や非常時優先業務の実施にかかる課題を踏まえ、非常時優先業務を速やかに実施するためには、職員のマンパワーの確保が最重要課題となることが明らかとなった。

発災後のマンパワーの確保について、その主な対策とフローをまとめると、次のとおりとなる。

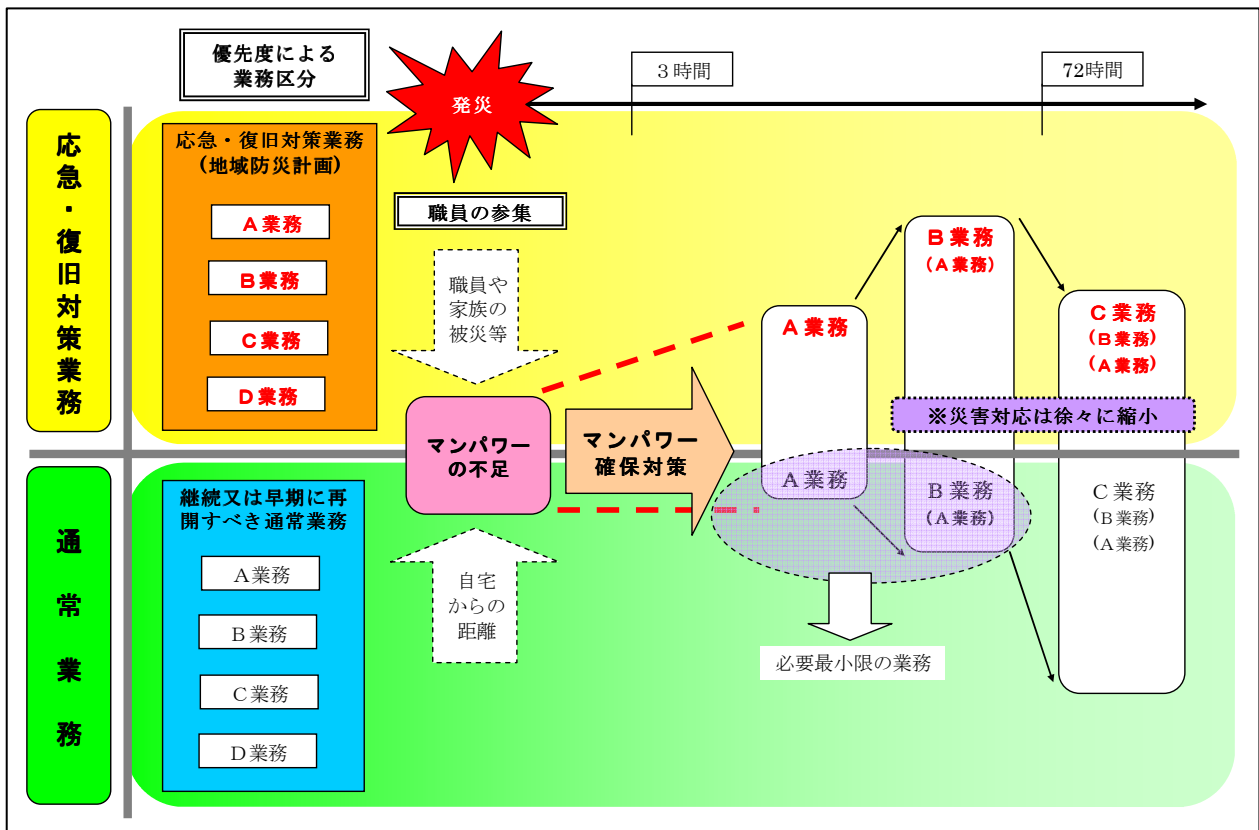
### 【対応策】

- ① 業務継続計画に定める非常時優先業務（A・B業務）に従事する職員は、地震等の災害の場合でも、自宅から勤務地に速やかに参集する。
- ② ①の必要職員数を確保するため、非常時優先業務の経験者を活用することによるバックアップ体制を確立する。（パーマネントスタッフ制度の導入）
- ③ 発災後、3時間をめどに本庁・支所間での人員配分調整を行い、集中的に優先業務に人員を投入する。
- ④ 他自治体に人的支援の要請を行い、災害に対応する体制を早急に確保する。
- ⑤ 職員自身が被災しないために、自宅の耐震化や家具の転倒防止策等の自衛措置を推進する。

### 【発災後 72 時間までの復旧対応イメージフロー】



【応急・復旧対策業務と通常業務の時間経過による推移イメージ】



### 第3節 業務資源（職員以外）に関する課題と対応策

市職員を対象に実施した非常時優先業務の洗い出し調査や各課ヒアリングによると、多くの職員が、大規模災害発生時に、電源の喪失やパソコンの落下、キャビネット等事務機器類の転倒、生活物資の供給不安等により、執務が不可能になったり、執務スペースの確保が難しくなることなどを懸念している。

このため、非常時優先業務に円滑に取り組めるように、本庁舎をはじめとした施設の耐震化や情報連絡手段、震災時に必要となる資機材等の確保など、事業の執行及び継続を担保するための環境の整備・充実を図っていく必要がある。

#### 1 庁舎

##### 【現状】

本庁舎は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて耐震工事を予定しているほか、6 つの主な施設（大財別館、i スクエアビル、保健福祉会館（ほほえみ館）、大和支所、富士支所、東与賀支所）については、現行の耐震基準で建設されていることから、想定地震発生時においても、施設全体に壊滅的な被害が及ぶ可能性は低いと考えられる。

一方、諸富支所、三瀬支所、川副支所及び久保田支所については、現行の耐震基準では建設されていない。

執務室等における地震対策としては、什器の固定、設置物の落下防止等の処置が実施されているが、一部に限定されている。

##### 【主な庁舎の概要】

庁舎等	竣工年	構造	階数 (地上/地下)	耐震性能
本庁舎	昭和 50 年	SRC	7 / 1	H25～H26 年度耐震工事実施予定
大財別館	平成 11 年	RC	4 / 0	新耐震基準適合
i スクエアビル	平成 13 年	RC	9 / 0	新耐震基準適合
保健福祉会館	平成 6 年	RC	4 / 0	新耐震基準適合
諸富支所	昭和 54 年	RC	3 / 0	耐震診断実施済
大和支所	昭和 59 年	RC	3 / 0	新耐震基準適合
富士支所	昭和 59 年	RC	3 / 0	新耐震基準適合
三瀬支所	昭和 51 年	RC	2 / 0	耐震診断未実施
川副支所	昭和 54 年	RC (一部 SRC)	3 / 0	耐震診断実施済
東与賀支所	平成 4 年	RC	3 / 0	新耐震基準適合
久保田支所	昭和 53 年	RC	2 / 0	耐震診断未実施

※ 「SRC」＝鉄骨鉄筋コンクリート造、「RC」＝鉄筋コンクリート造

### 【課題】

現行の耐震基準を満たしていない施設については、業務の支障となる建築物被害が発生する可能性は否定できない。ただし、耐震性を有していると判断される施設においても、屋内で壁や天井が破損するなど、部分的な被害の発生が想定される。

また、什器の転倒、資料の散乱、窓ガラス等の飛散、ドアの開閉が困難となる被害等の発生により、執務室の利用が困難となる場合も想定される。

### 【対応策】

- ① 火災が発生した場合には、直ちに初期消火を行うとともに、来庁者や職員の避難誘導を行う。
- ② 発災後の庁舎の継続利用の可否を迅速に判断するため、応急危険度判定士による応急危険度判定体制を確立する。
- ③ 庁舎内や庁舎周辺で危険な箇所が発見された場合には、二次災害を防止するため、立入禁止区域等の設定と表示を行う。
- ④ 庁舎の破損等、建物被害が発生した場合、職員等の安全確保や速やかな業務継続の実施に多大な支障を及ぼす箇所を最優先し、応急修理を実施する。
- ⑤ 災害時には、オフィス家具や事務機器類等の転倒や物品の散乱が想定されるが、これらの整理に時間をとられることなく迅速に非常時優先業務を遂行できるようにするため、オフィス家具や事務機器類等の転倒防止対策をより一層推進していく。
- ⑥ 各部署は、安全を確保できる範囲で、オフィス家具や事務機器類等の什器等を復旧し、執務環境を確保する。
- ⑦ 執務室が使用できない場合の代替手段として、使用可能な会議室等を確保する。
- ⑧ 深刻な被害等により庁舎が使用できない場合を想定し、代替施設への機能移転を検討しておく。

## 2 電力

### 【現状】

地震の影響等により停電した場合、業務の遂行に必要な電力を確保するため、本庁舎においては非常用電源（NAS電池）が設置されているほか、7つの施設に自家発電機が設置されている。大財別館、諸富支所、久保田支所においては、未設置となっている。

### 【自家発電機の整備状況】

庁舎等	燃料種別	燃料備蓄	出力	供給範囲	稼働時間	運転方式
本庁舎（※）	-	-	-	-	-	-
大財別館	-	-	-	-	-	-
i スクエアビル	重油	1200	150KVA	非常用照明、EV3 号機、火災受信機	4 時間	自動起動停止
保健福祉会館	軽油	670	75KVA	非常用照明、消火栓ポンプ	2 時間	自動起動停止
諸富支所	-	-	-	-	-	-
大和支所	軽油	650	100KVA	非常用照明等	2 時間	自動起動停止
富士支所	軽油	700	20KVA	非常用照明等	2 時間	自動起動停止
三瀬支所	軽油	-	6 KVA	庁内 LAN の一部	14 時間	自動起動停止
川副支所	軽油	200	5 KVA	非常用照明、SHIPS 端末、FAX	1 時間	自動起動停止
東与賀支所	軽油	670	70KVA	非常用照明等	3 時間	自動起動停止
久保田支所	-	-	-	-	-	-

※ 本庁舎については非常用電源 (NAS 電池) に接続済み。交換機内蔵バッテリーにより 3 時間使用可能。  
 なお、H25～H26 年度に実施する庁舎大規模改修工事に合わせ、自家発電機の導入を計画している。

### 【課題】

庁舎自体が被災した場合は使用不能となるおそれがあり、また、燃料等が確保できない場合、電力が供給できない状況が長期化するおそれがある。

### 【対応策】

- ① 電力については自力確保に努めるとともに、避難所となる公共施設等防災拠点への対応も含めて発電機の活用を検討する一方、被災状況等により必要に応じて電力事業者への発電機車の派遣等を要請するものとする。
- ② 自家発電機については供給可能時間や容量が限られていることから、震災時は、通常時に増して必要以外の機材のコンセントを抜くなど、電気消費量の抑制を図っていくものとする。
- ③ 自家発電機からの供給電力だけでは不足する場合、懐中電灯等を活用するとともに、発電機を調達するなど、代替手段での業務継続を図る。
- ④ 非常時優先業務の実施に電力を必要とする庁舎については、自家用発電機などの整備を行うとともに、震災後 3 日分の非常用発電機用燃料の備蓄又は燃料の供給ルートを確保するものとする。



### 3 電話

#### 【現状】

本庁舎、支所等に設置されている固定電話のうち、災害時優先電話が24回線となっている。災害時優先の携帯電話については、29基を保有している。

また、震災時に比較的つながりやすい公衆電話が、本庁舎2基のほか、iスクエアビル、諸富支所、大和支所、富士支所、東与賀支所に、それぞれ1基ずつ設置されている。

#### 【災害時優先電話等の配備状況】

庁舎等	災害時優先電話 (固定電話)	災害時優先電話 (携帯電話)	公衆電話 (設置場所)
本庁舎	7回線	15基	2基(1階)
大財別館	-	-	-
iスクエアビル	-	-	1基(1階)
保健福祉会館	-	-	-
諸富支所	-	2基	1基(駐車場)
大和支所	2回線	2基	1基(1階)
富士支所	1回線	2基	1基(駐車場)
三瀬支所	3回線	2基	-
川副支所	6回線	2基	-
東与賀支所	3回線	2基	1基(1階)
久保田支所	2回線	2基	-

#### 【課題】

庁舎自体が被災し、又は停電が長期間にわたる場合、使用不能になるおそれがある。

災害時には、電話回線の輻輳により、つながりにくい状況が発生し、特に発災直後には、安否の確認等で電話が利用されることにより、一般加入電話はつながりにくくなることが想定される。

さらに、回線が断線し、又は携帯電話基地局が被災した場合は、災害時優先電話での通信が不能となる。

#### 【対応策】

- ① 電話回線が輻輳した場合に利用できる可能性が高い災害時優先電話、非常・緊急通話の回線を職員に対し周知するとともに、効果的な活用を図るため、非常時優先電話については、発信専用として利用するものとする。
- ② 災害時には、庁舎のすべての電話・FAXが不通となることが想定されることから、衛星携帯電話の調達など、業務の実施に必要な通信手段を確保するため、あらかじめ、通信事業者と対策について検討しておく。

※ 災害時優先電話とは

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない電話であり、通信事業者との協議のうえ指定し、設置している固定電話及び携帯電話（発着信規制の対象とされない携帯電話）である。

※ 非常・緊急通話とは

災害応急対策等に必要内容の通話である場合、他の通話に先立って、NTT西日本のオペレーターが直接相手に接続させる通話である。

【利用方法】ダイヤル「102番」を回し、「非常通話」、「緊急通話」である旨を告げる。その後、NTT西日本のオペレーターの指示に従って、通話する。

（事前に、NTT西日本に対し、申込みを行っておく。）

## 4 防災行政無線

### 【現状】

災害時における避難勧告や避難指示等の避難情報や災害情報等を屋外拡声子局にて市民に周知するための防災行政無線（同報系）については、市町村合併後、それぞれの支所単位で運用されていたが、市全域で一体的な運用を図るため、平成24年度から平成25年度にかけて、佐賀市防災総合システムとして整備を行っている。

佐賀市防災総合システムは、防災行政無線設備（戸別受信機を含む）のほか、J-ALERT、河川・道路の監視カメラシステム、河川樋門の遠隔操作システム、避難情報等のメール配信システム、避難情報等の報道機関との連携、防災WEBなどの機能を有している。

また、避難情報等を市民への確に周知するため、エフエム佐賀が発信する県域FM波と、えびすFMが発信するコミュニティFM波の2波を受信できるハイブリッド型の防災ラジオを、市独自に開発中である。

### 【防災行政無線の整備状況】

項目	設置数	設置場所等
親局	1局	本庁舎2階防災室。自家発電機（72時間稼動）は屋上に設置
遠隔制御装置	10台	各支所、佐賀広域消防局佐賀消防署、北部消防署、南部消防署
中継局	1局	富士町権現山
再送信子局	3局	南部コミュニティセンター、小中一貫校北山校、川副支所
屋外拡声子局 (再送信子局含む)	168局 (H26.3 予定)	屋外拡声子局に、本庁や支所等との双方向通話機能を搭載

### 【課題】

非常時優先業務の実施にあたり、災害時における情報の伝達は非常に重要であるが、防災行政無線設備が被災した場合、通信範囲が限定され、放送が不可能となる場合がある。

また、親局等の操作については、普段から取り扱っている職員以外は困難である。

### 【対応策】

- ① 災害時には、固定電話等の他の通信手段の不足状況を踏まえ、防災行政無線設備の有効活用を図る。
- ② 防災行政無線設備が被災した場合の早期復旧を図るため、保守事業者等による優先対応の体制を確保する。
- ③ 普段から取り扱っていない職員でも操作ができるよう、操作マニュアル等の整備を行い、定期的に操作訓練を実施する。
- ④ 必要な情報を確実に伝達するため、情報を簡潔に整理し、正確に伝達することを心がけるとともに、適切な操作の習熟に努める。

## 5 情報システム

### 【現状】

基幹行政システムのサーバ類については、庁舎外の耐震性能を有する民間のデータセンターに設置されており、無停電電源装置及び発電機が装備されている。

このため、発災時に基幹行政システムが使用できるかどうかは、データセンター自体の機能維持及びデータセンターと本庁舎との間のネットワーク回線の機能維持に依存している。

電子メールやインターネット、その他ネットワーク上でデータを用いる情報系システムのほとんどは、情報システム課が所管しているサーバ室において、サーバの転倒防止やデータのバックアップ、消火システム、無停電電源装置の設置などの対策が講じられている。

なお、両システムともに、サーバ等のメンテナンス事業者の緊急連絡体制図を整備しており、24時間365日連絡がとれるようになっている。

### 【課題】

十分な耐震対策が講じられていたとしても、情報システムが破損・停止することも想定しておく必要があるが、復旧には高度な技術を要するため、職員のみでは対応が困難なものが多い。

システムに不具合が発生した場合のメンテナンス等については、メンテナンス事業者が対応することになるが、復旧時期については、電力の供給状況やメンテナンス事業者の対応状況等により不確実であることから、発災後3日程度は、多くのシステムが使用不可能となるおそれがある。

### 【対応策】

- ① 行政管理課及び情報システム課、業務システムを所管する各部署は、所管するシステムの設備や機能を復旧するため、あらかじめ、システムのメンテナンス事業者との災害時の連絡体制の確立や災害時の対応について確認しておく。
- ② システムが円滑に復旧できるよう、平常時からシステム及び業務データのバックアップを確実に行う。
- ③ 発災により、システムが使用不可能となることを前提に、非常時優先業務の継続方法について検討しておく。

## 6 エレベータ

### 【現状】

本庁舎に設置されているエレベータについては、停電時においてもNAS電池からの電源の供給により、稼動することが可能である。

また、すべてのエレベータにおいて、閉じ込め回避機能が搭載されている。

### 【エレベータの設置状況】

庁舎等	基数	階層	緊急停止機能 (閉込回避機能)	復旧担当
本庁舎	5	8	有	職員が対応
大財別館	1	4	有	職員が対応
i スクエアビル	3	10	有	保守事業者
保健福祉会館	1	4	有	保守事業者
諸富支所	-	3	-	-
大和支所	1	3	有	保守事業者
富士支所	1	3	有	保守事業者
三瀬支所	-	2	-	-
川副支所	-	3	-	-
東与賀支所	1	3	有	保守事業者
久保田支所	-	2	-	-

### 【課題】

発災直後は、エレベータの物理的な被害や余震の影響により、また、点検の実施により安全が確認できるまでは、使用禁止とする必要があるため、発災後当面は、エレベータの使用は困難となるおそれがある。

### 【対応策】

- ① エレベータの早期復旧を図るため、メンテナンス事業者による優先対応の体制を確保する。
- ② 閉込回避機能が作動しない場合に備え、救出訓練等の実施を検討する。

- ③ エレベータの復旧状況を庁内に周知するとともに、復旧するまでの間は、階段を利用することを周知する。
- ④ 各種窓口の開設にあたっては、市民サービスの観点から極力1階に設置するなど、エレベータの稼動状況に応じて柔軟な対応を行う。

## 7 備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）

### 【現状】

発災後3日目からは、職員用の食料及び飲料水は支援物資等により確保されると想定される。

また、貯水槽については、水の利用用途を飲料及びトイレ用水として使用することが想定され、約2日間分の貯水量が必要と考えられる。

コピー用紙等の事務用品については、大規模災害を前提とした確保はしていない。

### 【貯水槽の設置状況】

庁舎等	貯水槽			供給先	
	場所	容量		水道	トイレ
本庁舎	屋外1階（受水槽）	水道水	80 m <sup>3</sup>	○	○
	屋上（高架水槽）	水道水	25 m <sup>3</sup>	○	○
大財別館	屋外1階（受水槽）	水道水	6 m <sup>3</sup>	○	○
i スクエアビル	地下（湧水層）	湧水	30 m <sup>3</sup>	×	○
	屋内1階（受水槽）	水道水	12 m <sup>3</sup>	○	○
	屋上（高架水槽）	水道水	3 m <sup>3</sup>	○	○
	屋上（中水槽）	湧水	3 m <sup>3</sup>	×	○
保健福祉会館	エネルギー棟屋上（高架水槽）	水道水	24 m <sup>3</sup>	○	○
諸富支所	屋外（受水槽）	水道水	15 m <sup>3</sup>	○	○
	屋上（高架水槽）	水道水	4 m <sup>3</sup>	○	○
大和支所	屋上（高架水槽）	水道水	3 m <sup>3</sup>	○	○
富士支所	屋上（高架水槽）	水道水	3.3 m <sup>3</sup>	○	○
三瀬支所	屋外1階（受水槽）	井戸水	4 m <sup>3</sup>	○	○
川副支所	北別館1階（受水槽）	水道水	15 m <sup>3</sup>	○	○
	屋上（高架水槽）	水道水	5 m <sup>3</sup>	○	○
東与賀支所	屋外1階（受水槽）	水道水	24 m <sup>3</sup>	○	○
	屋上（高架水槽）	水道水	12 m <sup>3</sup>	○	○
久保田支所	屋外1階（受水槽）	水道水	5 m <sup>3</sup>	○	○
	屋上（高架水槽）	水道水	3 m <sup>3</sup>	○	○

### 【課題】

職員用の食料・飲料水については、最低約2日間分の確保が必要と考えられるが、現状では、組織的な備蓄は整備されていない状況にある。なお、市が備蓄している食料・飲料水については、主に避難者用として備蓄しているものであり、避難所において不足が生じた場合、職員に配分できない状況が考えられる。

また、庁舎等に泊まり込み、業務に従事する職員の生活用品についても、同様の状況が考えられる。

さらに、業務の実施において必要となるコピー用紙やコピー機のトナー等の消耗品については、日常的なストックはされているものの、平時よりも納品が遅れることも考えられる。

### 【対応策】

- ① 非常時優先業務に従事する職員用の食料・飲料水を備蓄することを検討する。
- ② 発災時には、職員一人ひとりに十分な食料や飲料水、生活用品等を配布できないことが想定されることから、勤務時間外に参集する場合は、可能な範囲で必要な物資を持参することを検討する。
- ③ 職員に対して、食料や必要な物資を机やロッカー等に備蓄しておくことの奨励等について検討する。
- ④ 受水槽・高架水槽による飲料水供給を補完するとともに、庁舎外での業務の従事に携行するため、ボトル飲料水を一定程度確保する。
- ⑤ 発災後、庁舎に泊まり込みで災害対応に従事することを想定し、庁舎内において毛布等の生活用品の備蓄を行うものとする。
- ⑥ 災害時において供給不安が懸念されるコピー用紙やトナー、蛍光灯、乾電池、トイレトーパー等の事務用品等について、応急・復旧業務に必要なものも含めて通常時から一定量を確保しておくとともに、保管スペースの確保、必要に応じた保管場所の分散を検討しておく。
- ⑦ 重機や部品等備蓄に適さない資機材については、業界との協定等により確実に確保できる体制を構築するとともに、災害時の破損や不足に対応するための調達方法も含めてマニュアル化しておく。

## 8 下水道（トイレ）

### 【現状】

貯水槽については、水の利用用途を飲料及びトイレ用水として使用することが想定され、約2日間分の貯水量が必要と考えられる（7 備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）の【現状】再掲）。

### 【課題】

排水施設が被災した場合、すべてのトイレが使用不可能となるおそれがある。

**【対応策】**

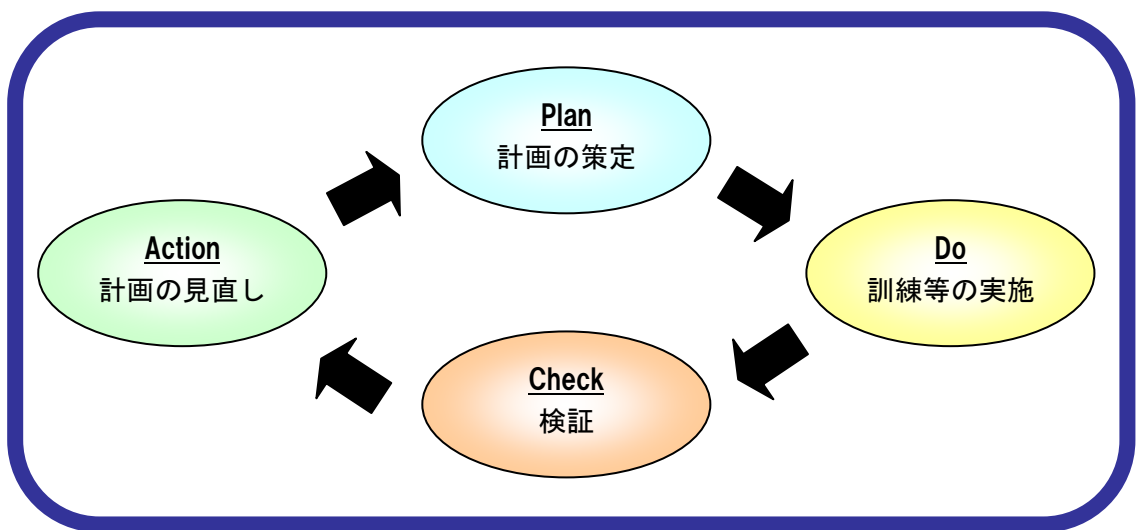
- ① 排水施設が被害を受けている可能性があり、また、発災後は、節水・節電が必要  
なため、水洗トイレの使用を禁止することを検討する。
- ② 水洗トイレが使用できるようになるまでの間は、簡易トイレを使用する。
- ③ あらかじめ簡易トイレを備蓄し、設置場所を決めておく。

# 第7章 業務継続体制の向上に向けた取り組み

## 第1節 業務継続計画の推進

### 1 業務継続計画のマネジメント

定期的な訓練や検証作業を通じた計画の問題点の発見、組織改正及び施設設備等の改善等に伴い、Plan（計画の策定）、Do（訓練等の実施）、Check（検証）、Action（計画の見直し）といったPDCAサイクルを通じて、計画の持続的改善を行う業務継続マネジメントを推進するものとする。



### 2 業務継続マネジメントの推進体制

今後、全庁的なマネジメントシステムとして、業務継続計画の運用・推進が図られるよう、各部の副部長等をもって構成する災害対策庁内連絡会議等において、本計画に基づく対策の検討、情報の共有、計画の見直し等を行う。

## 第2節 業務継続計画の実効性の確保

業務継続力の向上にあたっては、職員一人ひとりが自ら取り組むべき行動を理解したうえで、平常時から業務継続に対する意識の向上に努めることが最も重要であることから、職員向けの説明会、研修等、全職員が業務継続を考慮することができる環境を整備する。

また、不測の事態に対する対応能力を身に付けるためには、意識の向上とともに、想定に基づく実践的な訓練が不可欠であることから、従来の市総合防災訓練や図上訓練に業務継続計画の内容を加味した訓練を実施するなど、定着化に向けた取り組みを進めるものとする。



## **第3節 人的資源・業務資源確保のための今後の取り組み**

非常時優先業務の実施にあたっては、平常時より次の取り組みを推進し、人的資源・業務資源の確保を図るものとする。

### **1 人的資源**

#### **(1) 職員の参集**

##### **① 参集意識の向上**

各職員は、定期的な参集訓練のほか、日頃から参集先までの経路の確認や経路上の危険箇所を把握しておくとともに、家族で震災時における対応を決めておくなど、不測の事態であっても速やかに参集できるよう、事前の準備を行っておく。

##### **② 自宅における震災対策の周知**

職員が自宅で負傷することなく参集できるよう、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策、自宅で危険を回避するための工夫や防災備蓄用品などの日頃の備えについて啓発・周知を図る。

#### **(2) 人員体制**

##### **① 代替職員の確保策の検討**

非常時優先業務の速やかな実施に必要な人員を確保するため、パーマナентスタッフ制度の登録を推進していくとともに、災害時相互応援協定を締結している他自治体からの応援職員の受入体制を整備する。

また、専門的な知識や資格を有する専門ボランティア（医師、保健師、看護師、応急危険度判定士など）や一般ボランティアとの連携強化に努めるとともに、市役所退職職員や臨時職員の活用範囲について検討する。

##### **② 職員のスキルアップ**

非常時優先業務を迅速かつ適切に実施できるよう、各部署において、必要な知識・技術習得のための研修や訓練を実施する。

##### **③ 関係機関との連携強化**

非常時優先業務の実施には、県や周辺自治体、相互応援協定締結先自治体、災害時協定締結事業者、業務委託先等との連携が不可欠であることから、これらの関係機関との業務継続に関する考え方を共有、震災時における対応について確認・協議するとともに、市総合防災訓練や図上訓練等への積極的な参加要請、実践的な連携訓練の実施などに取り組んでいく。

#### ④ 受援計画の策定

大規模災害時に、他の自治体や防災関係機関等からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れるため、受援計画を策定する。

#### ⑤ 心のケア体制の整備

非常時優先業務に従事する職員が惨事ストレスにより、勤務が困難とならないよう、心のケア対策に対応するための体制を整備する。

#### ⑥ 職員の安否情報確認方法の周知

職員の安否確認を迅速かつ的確に行うため、メールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の操作方法等を、研修や訓練等を通じて、職員に周知徹底する。

#### ⑦ 職員と家族等との安否確認方法の啓発

職員が非常時優先業務に専念できるよう、日頃から、家族等との安否確認方法について話し合いをしておくなど、職員に対する意識啓発を行う。

### (3) 指揮命令系統

#### ① 非常時優先業務に係る指揮命令系統の確立

非常時優先業務について、上位者の意思決定が迅速かつ確実に伝わるとともに、重要な報告が上位者に適切に伝わるような指揮命令系統を確立する。

指揮命令者が不在の場合も、必要な意思決定がなされるように、職務の代行や継承、具体的な非常時の事務の流れについて、あらかじめ定めておき、毎年度、人事異動に応じて確認する。

#### 【事前の検討事項】

- ・ 代行対象とする職務
- ・ 職務代行予定者の決定ルール
- ・ 職務代行者が業務を遂行するうえで、必要な記録・データ等の種類や保管場所の把握
- ・ 職務代行者が業務を遂行するうえで、必要なその他の資源の確保
- ・ 職務代行予定者の職員への周知
- ・ 職務代行措置の終了及びその周知等に関する手順
- ・ 職務代行者が予定されている職員に対する教育・訓練

## 2 業務資源（職員以外）

### （1） 庁舎

#### ① 庁舎内における来庁者の救出・救助対策

震災時には、庁舎内で来庁者や職員が負傷する場合も想定されることから、こうした状況に備え、負傷者の救出・救護訓練や避難誘導訓練を実施する。

#### ② 保守事業者との連携強化

震災時の対応について、保守事業者と確認・協議を行い、市庁舎施設の早期復旧に向けた体制を整備する。

#### ③ オフィス家具等の耐震対策の推進

オフィス家具や物品等の耐震対策がなされていない場合、執務室内に備品類や書類が散乱することにより、業務の開始・実施に影響が出るほか、執務している職員や来庁者が負傷する危険性がある。そのため、固定化の措置がなされていないものは順次対策を進め、固定が困難なものについては、転倒しても出入口を塞がない場所に設置するなど、配置場所を工夫する。

また、破損すると危険が伴う窓ガラスについても、飛散防止フィルム等による対策を実施する。

#### ④ 非構造物の地震災害対策

建築物の構造への被害がない場合でも、天井や照明器具、窓ガラス等の非構造部材に被害が発生した場合には、職員の負傷や執務室としての使用が困難になることも想定される。

そこで、非構造部材を定期的に点検し、破損するおそれのある箇所の補修・補強を実施するとともに、実際に破損した場合の対応策について検討する。

#### ⑤ 施設の耐震対策の推進

耐震性能が確保されていない施設については、施設が使用できない場合を想定した対応策や、被害を最小限にとどめる耐震補強等の対策を推進する。

#### ⑥ 代替施設の設備拡充

特に本庁舎については、平成26年度までの耐震工事の完了までは、代替施設での対応となる場合があるため、必要な物品を整備し設備を拡充するなど、代替施設の機能強化について検討する。

### （2） 電力

#### ① 電力事業者との連携強化

電力事業者への電力の優先復旧についての要請方法、庁舎停電時の対応について協議し、電力供給の早期再開に向けた体制を整備する。

## ② 自家発電機の操作方法の習熟

停電発生時、自家発電機を設置している庁舎では、自動的に起動するように設定されているが、震災時の影響により自動起動しない場合に備え、手動起動訓練を実施する。

## ③ 停電を想定した業務継続方法の検討

停電が発生することを前提とした非常時優先業務の実施方法について検討する。

## ④ 非常用電源の強化

停電発生時であっても、業務継続可能な体制を構築するため、非常時優先業務の遂行に電力を必要とする庁舎への自家発電機の増設や燃料の備蓄の充実、ポータブル発電機の整備等について検討する。

また、燃料供給事業者と震災時の燃料供給に関する調達方法について調整を図る。

なお、非常用電源装置を設置している施設では、電力が供給されるコンセントを外観で容易に識別できるように工夫し、必要機器を確実に接続しておく。

## (3) 電話

### ① 災害時優先電話の活用方法の検討

災害時優先電話（固定電話・携帯電話）を効果的に使用するための運用ルールを策定するとともに、本庁・支所等における災害時電話回線の活用方法を検討する。

### ② 通信事業者との連携強化

通信事業者に対して、回線の優先復旧の要請方法、通信回線遮断時の対応について協議し、通信回線の早期復旧に向けた体制を整備する。

### ③ 代替通信手段の検討

震災時における通信手段を確保するため、通信事業者に対して、震災時の対応について協議していく。

また、指定避難所においては、特設公衆電話（大規模災害が発生した際に被災地の地区防災拠点等に臨時に設置される公衆電話）の設置を検討する。

### ④ 災害時における電話対応

震災時には、市庁舎への電話連絡が殺到することを想定し、対応体制を検討する。

#### (4) 防災行政無線

##### ① 多様な情報伝達手段の確保

情報通信機器等の進歩、改良等を踏まえ、新たな情報伝達手段を検討するとともに、あわせて、既存の情報伝達手段を検証し、より効果的な情報伝達体制を構築する。

#### (5) 情報システム

##### ① 非常時優先業務に関する業務システムの確保・震災対策の充実

震災時であっても、業務継続に必要な情報システムを継続して使用するため、サーバ類の震災対策を定期的に点検し、転倒防止対策等の充実を図るとともに、各部署で所管している業務システムの震災対策の取り組み状況を確認・点検し、各業務システムの震災対策をさらに強化していく。

また、業務システムが使用不可能となることを前提とした非常時優先業務の実施方法を検討していく。

##### ② メンテナンス事業者との連携強化

震災時の対応について、メンテナンス事業者と確認・協議を行い、情報システムの早期復旧に向けた体制を整備する。

##### ③ 職員のスキルアップ

情報システムの復旧には高度な専門知識を要するが、職員のみでも一定の対応を可能とするため、部署内での技術共有や担当職員の人事異動に伴う技術継承の仕組みを構築する。

##### ④ 佐賀市ICT部門業務継続計画に基づく復旧体制の検証

「佐賀市ICT部門業務継続計画」に基づき情報システムの復旧訓練を実施するとともに、その訓練結果をもとに、計画内容の検証と見直しを実施する。

##### ⑤ 情報セキュリティ運用マニュアルの見直し

情報システムの早期復旧のため、情報システムを所管する各部署は、「佐賀市ICT部門業務継続計画」を参考に、情報システムの重要度に応じて順次「情報セキュリティ運用マニュアル」に対し、災害時の業務継続について必要な事項を盛り込む。

##### ⑥ 非常用電源の強化（再掲）

停電発生時であっても、業務継続可能な体制を構築するため、非常時優先業務の遂行に電力を必要とする庁舎への自家発電機の増設や燃料の備蓄の充実、ポータブル発電機の整備等について検討する。

また、燃料供給事業者と震災時の燃料供給に関する調達方法について調整を図る。

なお、非常用電源装置を設置している施設では、電力が供給されるコンセントを外観で容易に識別できるように工夫し、必要機器を確実に接続しておく。

## (6) エレベータ

### ① メンテナンス事業者との連携強化

震災時の対応について、メンテナンス事業者と確認・協議を行い、エレベータの早期復旧に向けた体制を整備する。

### ② 震災時における利用ルールの策定等

発災後、エレベータの安全が確保できるまでは、利用禁止とする必要があるため、階段での移動を原則とする震災時の利用ルールを策定する。

### ③ 閉じ込め対策の充実

停電等により、エレベータ内に来庁者や職員が閉じ込められたことを想定した救出訓練を実施し、救出・救助ができる人材の確保を図る。

## (7) 備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）

### ① 備蓄品の充実

職員用の備蓄品として、食料・飲料水や生活用品等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄にあたっては、発災時に取り出せないことがないよう、耐震性が確保されている施設や倉庫に保管する。

また、定期的な棚卸し等により備蓄の現状を把握する。

### ② 庁舎内施設との協力

食料・飲料水など、備蓄品のみでは十分な量を確保できない場合に備え、庁舎内の食堂出店業者、自動販売機の設置業者等と発災時における商品等の提供や早期の営業再開などについて協議し、必要に応じて、協定の締結等の取り組みを推進する。

### ③ 納入業者との連携強化

震災時の対応について、納入業者と確認・協議を行い、コピー用紙やトナー等の消耗品の確保に向けた体制を整備する。

### ④ 消耗品の不足を想定した業務継続方法の検討

停電が発生することやコピー用紙の不足、トナー等の印刷に必要な消耗品が不足することを前提とした非常時優先業務の実施方法について検討する。

#### ⑤ 震災時における職員への作業服の支給

震災時、職員は優先的に応急活動に対応する必要があるため、被災地等での活動がしやすいように作業服の支給を行うことから、必要数量を確保する。

### (8) 下水道（トイレ）

#### ① 断水時の貯水槽の活用方法の検討

断水時の貯水槽の利用ルールを策定し、効果的な貯水槽の活用を検討する。

#### ② 簡易トイレ設置訓練の実施

発災後、早期に簡易トイレを設置できるよう、職員に対し、設置取扱訓練を実施する。

#### ③ 備蓄品の充実

職員用の備蓄品として、簡易トイレの備蓄の充実を図るほか、必要に応じて仮設トイレについても整備する。

### (9) その他

#### ① 公用車の不足対策

人員や物品の移動や運搬は、他の庁舎や事務所等で使用している公用車を融通して行うものとするが、震災時には、市が保有する公用車だけでは、対応に困難をきたすことも想定されることから、民間レンタカー会社との協定締結を推進するなど、連携体制の整備を行う。

また、震災時の対応を適切に行うため、日頃から公用車の定期的な点検・整備に努めるとともに、輸送手段に使用できる車両の導入を検討する。

## **第4節 業務継続計画の改訂・見直し**

本計画は、現時点における資源の確保状況や対応能力のもと、検討・策定したものであることから、今後、必要資源の確保に努めた結果や訓練・教育等によって得られた情報や知見等については、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。

このため、業務継続計画の改訂・見直しは定期的に行うこととし、また、地域防災計画との整合性という観点から、原則として地域防災計画の改訂を行った翌年度に実施するものとする。